

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十八条第二項の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定介護予防支援に要する費用の額は、別表指定介護予防支援介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定介護予防支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定介護予防支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ 介護予防支援費（1月につき）

400単位

- 1 -

注 1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。

以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者（同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算

250単位

注 指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1回につき所定単位数を加算する。